

Tax

Issue P292/2019 – 22 March 2019

日本語翻訳版

Tax Analysis

複数の増値税減税措置の公布

李克強首相は、3月5日開幕の全国人民代表大会にて政府活動報告を行い、「2019年における増値税に係る税負担の更なる軽減」という方針を掲げた。3月20日の国务院常务会议にて増値税の減税措置が明確化され、続いて3月21日には、財政部・国家税務総局・税関総署から「増値税改革の深化に関する政策についての公告」（財政部・国家税務総局・税関総署公告 2019年第39号、以下「39号公告」¹⁾）が公布された。また同日に国家税務総局から「増値税改革の深化に関する事項についての公告」（国家税務総局公告 2019年第14号、以下「14号公告」²⁾）を含む複数の政策ガイドラインが公布された。上述の公告による増値税率の引き下げ及び仕入税額控除の適用範囲拡大等を含む一連の増値税減税措置は**2019年4月1日**より施行される。今回の Tax Analysis では、関連政策の要点に関する考察を行う。

増値税率の引き下げ

4月1日より、増値税一般納税者（以下、納税者）に生じる増値税課税販売行為、あるいは輸入貨物に対する増値税率の改正が行われる。現行の16%税率は**13%**に、現行の10%税率は**9%**に改正され、6%税率に改正はない。詳細は下表の通りである。

課税行為	適用税率	
	改正前	改正後
一般物品の販売または輸入／加工・修理補修役務の提供／有形動産リースサービスの提供	16%	13%
特定物品の販売または輸入／交通運輸・郵便・基礎電信業務・建築・不動産リースサービスの提供／不動産の販売／土地使用権の譲渡	10%	9%
付加価値電信業務・金融サービス・現代サービス・生活サービスの提供／土地使用権以外の無形資産の譲渡	6%	6%

課税取引及び関連の発票発行と増値税率の改正前と改正後に事後調整が発生した場合

¹ 39号公告全文：<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

² 14号公告全文：<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160328/content.html>

Authors :

Shanghai

Liqun Gao

Partner

Tel:+86 21 6141 1053

Email:ligao@deloitte.com.cn

June Qu

Senior Manager

Tel:+86 21 6141 1087

Email:junqu@deloitte.com.cn

合の取り扱いについて、14号公告では以下の通り規定されている。

- 納税者が4月1日以前に改正前の16%税率あるいは10%税率で発行した発票について、4月1日以降にリベート・取引中止・返品等の発生により赤字発票を発行することになった場合には、改正前の税率に基づき赤字発票を発行する。また、発票の誤りにより再発行をする場合には、改正前の税率に基づいた赤字発票を発行後、訂正後の発票を発行する。
- 4月1日以前に生じた増値税発票未発行の課税販売行為について、4月1日以降にその増値税発票を発行する場合には、納税者は、改正前の税率に基づき発票を発行する。

コメントとアドバイス

租税公課の軽減は、近年における中国の財政・税務政策の主要方針である。今回の増値税率の引き下げにより、商品とサービスに係る国内の税負担を更に引き下げること、企業と消費者の負担を軽減し、実体経済の発展への後押しが期待される。中国の近隣諸国における間接税率が概ね12%を下回っていることから、税率の引き下げは、中国と近隣諸国間との間接税率の格差減少、及び中国の増値税システムの国際的競争力の向上に寄与すると考えられる。

今年の政府活動報告では、増値税改革の方針として、今後更なる税率構造（3段階から2段階へ）及び税制の簡素化の推進がされることが発表された。将来において、6%・9%・13%の3段階税率が更に簡素化される余地があることについて、企業は引き続き注目が推奨される。

今回の一連の税率改正に関する具体的な政策の公布から施行までは約10日間という非常に限られた準備期間の中で、関連企業の実務においては、ビジネス運営やコンプライアンス管理等の様々な面から、政策施行に備えるため以下のような準備作業を直ちに開始する必要がある。

- 税率の引き下げによる業務への影響を検討し、ビジネス上の実行可能性を前提とした対応措置を講じること。実務において、増値税率の引き下げにより、取引のタイミング又は取引価格の調整に関する交渉を要する事態は往々にして発生する。その一例として、税率の改正による税込価格の変更がない場合において、売り手側はより低い税率を適用するために、取引の延期を要求する傾向がある一方で、買い手側はより多額の仕入税額控除を得るために、取引の前倒しを要求する傾向があることが挙げられる。従って、企業は商品価格の競争力の維持、低税率優遇政策の享受等を含む複数のビジネス上における目標のバランスを取るために、取引アレンジを調整する必要性と実行可能性について検討する必要がある。

- 新税率に基づいた社内システムの設定を調整し、発票管理と増値税計算等に関する業務の調整を十分に準備することで、仕入から販売、受注・発票発行から会計処理といった全てのプロセスにおける税率の改正への対応を可能にすること。また、発票の発行に関する問題が発生した場合に、速やかに所轄税務当局及び発票発行機サプライヤーに相談し、その解決策を講じる必要がある。

仕入税額控除の適用範囲拡大

1. 旅客輸送サービスの仕入税額控除適用

39号公告において「旅客輸送サービス」は、従来の仕入税額控除不適用項目から除外された。すなわち、2019年4月1日より、納税者は国内の旅客輸送サービスの購入に係る仕入税額を売上税額から控除することが認められる。

納税者が、旅客輸送サービスの購入に関する増値税専用発票あるいは増値税電子普通発票を取得した場合には、発票に明記され

For more information, please contact:

Customs Services Leader

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern China

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Shanghai

Liqun Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: liqao@deloitte.com.cn

Southern China

Guangzhou

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

た税額に基づいて仕入税額控除を行うことができる。ただし、発票以外の証憑で、仕入税額控除の適用のために使用できるものは、旅客の身分情報が明記された飛行機の電子チケット、鉄道チケット、バス・船チケット等に限られる。その場合の控除対象となる仕入増値税額は、チケットの税込金額と税率（徴収率）に基づき算出される。

2. 不動産仕入税額分割控除の廃止

改正前の規定では、納税者が2016年5月1日以降に取得した「会計上、固定資産として扱う不動産」、あるいは2016年5月1日以降に発生した不動産の建設仮勘定に係る仕入税額は、2年間に分割して（一年目の控除割合：60%、二年目の控除割合：40%）売上税額から控除されていた。

上述の規定は4月1日から施行が廃止され、39号公告において、関連の仕入税額は、全額一括で売上税額から控除する旨が規定された。改正前の規定に基づく分割控除によって生じた未控除分の仕入税額は、2019年4月に発生した税額の帰属する納税期間の売上税額から控除できる。

3. 仕入税額の10%追加控除

2019年4月1日から2021年12月31日までの期間において、生産・生活関連サービス業の納税者に係る当期の売上税額から控除可能な仕入税額の控除に加えて、その10%を増値税納付税額から更に控除する、いわゆる「追加控除」が認められる。

適用対象→追加控除政策の適用対象である「生産・生活関連サービス業の納税者」とは、郵政サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービスを提供する納税者のうち、上述の各種サービスの提供に関する売上高が売上総額の50%以上を占める者のことをいう。適用対象となる納税者は、追加控除政策の初回適用に際して、税務当局に「追加控除政策の適用に関する声明」を提出する必要がある。なお、追加控除の適格判定は、下記のルールに従って行う。

2019年3月31日以前に設立された納税者は、2018年4月から2019年3月までの期間における売上高（経営期間が12ヵ月未満の場合、実際の経営期間における売上高に基づく）が上述の適用対象の条件に合致する場合に、2019年4月1日から追加控除政策を適用する。

2019年4月1日以降に設立された納税者は、設立日から起算して3ヵ月間の売上高が上述の適用対象の条件に合致する場合に、一般納税者として登記した日から追加控除政策を適用する。

納税者において追加控除政策の適用が確定した後、その年度に不適用という再判定がされることはない。将来の年度における適用の可否は、その前年度の売上高に基づき判定した上で、確定する。

計算方法→納税者は以下の計算式に基づき追加控除税額を算出し、かつ追加控除税額の計上、控除・減算調整・残高等の変動状況を単独で計算しなければならない。

当期に計上する追加控除税額 = 当期の控除可能な仕入税額 × 10%

当期に控除可能な追加控除税額 = 前期末の追加控除税額の残高 + 当期に計上する追加控除税額 - 当期に減算調整した追加控除税額

仕入税額のうち、以下のものは、追加控除税額として計上することができない。

- 現行の規定において、売上税額から控除できない仕入税額。なお、追加控除税額を計上したが、その後、規定に基づく仕入税額の振替処理を行った場合における振替処理分については、当期においてその振替処理分に係る追加控除税額の減算調整を行う必要がある。

- 貨物・役務の輸出、クロスボーダー課税行為に係る仕入税額。納税者が貨物・役務の輸出を兼営する場合、あるいはクロスボーダー課税行為を行った場合は、追加控除税額を計上できない部分の仕入税額を、実際の発生額に基づき区分するか、売上高の比率に基づき按分計算しなければならない。

施行期限→追加控除政策は2021年12月31日まで施行され、それ以降、追加控除税額の計上及び、追加控除税額の繰越残高の納付税額からの控除は、廃止される。

コメントとアドバイス

税率引き下げに加えて、今回打ち出された仕入税額の控除範囲拡大に関する複数の措置は、企業における増値税の税負担を更に軽減することが期待される。多くのサービス企業においては、サービス業の適用税率のみ改定がないこと、控除可能な仕入税額項目が

少ないこと、及びサプライチェーンの川上に属する供給業者の適用税率が引き下げられた一方で、税込仕入価格に変更がない場合の仕入税額控除に用いられる増値税仕入税額が減少すること、これらに起因する税抜きコストの上昇という事態が想定される。この事態に対して、仕入税額控除の拡大による「全業界における税負担の軽減」をいかに確保するかという懸念がある中、追加控除政策はその独創性により、「两会」（全国人民代表大会と中国人民政治協商会議）での発表当初から注目を集めている。今回打ち出された複数の措置によれば、税率改定に加えて、仕入税額控除に関する措置も今後の政府における施策手段の一選択肢として位置づけられていると考えられる。

仕入税額の追加控除政策の適用対象企業は生産・生活サービス業に従事する企業に限られる。そのため関連企業グループは、グループ内に分散して配置されているサービス業務を統合することで、グループ内の一部の企業が適用要件を満たし、仕入税額の追加控除政策が享受可能となるよう検討することが推奨される。

仕入税額の追加控除政策の適用を検討している企業は、財務会計やコンプライアンス管理面の要件に留意し、内部統制措置を適時に更新・整備するとともに、仕入税額の虚偽計上による追加控除税額の水増しに関する法的リスクを回避する必要がある。留意すべき点として、仕入税額の追加控除政策は一時的な措置であり、期限到来に伴い、施行停止となることが挙げられる。従って、政策の期限到来時に追加控除税額の未使用残高が残ってしまうような事態を回避するために、ビジネス上の実行可能性を前提に、適切な取引アレンジを検討することが推奨される。

未控除仕入税額期末残高の還付制度の試行

2019年4月1日より、未控除仕入税額期末残高の還付制度の試行が行われる。適格の納税者は、未控除仕入税額期末残高の当期増加分について、税額の還付が受けられるようになる。

適用対象—以下の条件を全て満たした納税者は、未控除仕入税額期末残高の当期増加分について、所轄税務当局に税額の還付を申請することができる。

- 2019年4月の税額が属する納税期間から6ヵ月連続（四半期ごとに納税する場合：2四半期連続）で、未控除仕入税額期末残高の当期増加分がゼロ以上であり、かつ6ヵ月目の未控除仕入税額期末残高の当期増加分が50万元以上であること。なお、「未控除仕入税額期末残高の当期増加分」とは、2019年3月末の残高と比較した場合の当期増加分のことをいう。
- 納税信用等級がAあるいはBであること。
- 税額還付を申請する前の36ヵ月間において、未控除仕入税額期末残高の還付税額や輸出還付税額の騙し取り、あるいは増値税専用発票の虚偽発行を行っていないこと。
- 税額還付を申請する前の36ヵ月間において、脱税で税務当局より2回以上（2回を含む）処罰されていないこと。
- 2019年4月1日以降、「即時徴収・即時還付、先に徴収・後で還付」政策を享受していないこと。

還付税額の計算方法—未控除仕入税額期末残高の当期増加分のうち、還付が認められる部分＝未控除仕入税額期末残高の当期増加分×仕入税額の構成比率×60%

そのうち、「仕入税額の構成比率」とは、2019年4月から「還付申請があった納税期間の直前の納税期間」までの間における「仕入税額控除済みの増値税専用発票（自動車販売統一発票を含む）・税関輸入増値税専用納付書・納付税額完納証明書に明記された増値税納付税額」が「同期における全ての控除済み仕入税額」に占める割合を指す。

税額還付の管理—納税者は増値税の納税申告期間内に、所轄税務当局に未控除仕入税額期末残高の還付を申請する必要がある。納税者は税額の還付を受けた後、対応する未控除仕入税額当期残高の減算調整を行う必要がある。当期において再度、未控除仕入税額残高還付の申請条件を満たした場合には、引き続き還付を申請することができる。

貨物・役務の輸出に係る増値税の「免除・控除・還付」規定を適用し、増値税の「免除・控除・還付」手続きの完了後においてもなお、還付規定の適用要件を満たしている納税者は、未控除仕入税額期末残高の還付を申請することができる。増値税の「免除・還付」規定を適用する場合における関連の仕入税額は、未控除仕入税額期末残高の還付を受けることはできない。

コメントとアドバイス

中国の増値税税制と他国の付加価値税税制との間の差異の一つに、未控除仕入税額の期末残高の取り扱い方法が挙げられる。中国では、未控除仕入税額が発生した場合に、還付ではなく、翌期への繰り越し控除を適用していた。このような背景の下で、当期発生仕入税額が、当期発生売上税額を上回る場合に、増値税に関するキャッシュフローの問題が生じやすい点が従来より問題視されてきた。近年、中国政府は未控除仕入税額の還付に関する制度改革の模索を続けている。その結果として、昨年には、設備製造等の先進製造業、研究開発等の現代サービス業、及び送配電企業を対象とした全国範囲での期末未控除仕入税額の一括還付が

実施された。そして、今回打ち出された未控除仕入税額の期末残高の還付政策は、全業種へとその適用範囲が拡大された。その結果、中国における増値税税制の整備、及び一定の企業（例：投資規模が大きい企業・建設所要期間が長期的である企業・成果への転化が遅い企業等）の大きな負担となる未控除仕入税額による資金占用問題の解消に寄与すると考えられる。

上述の還付政策の享受を検討している企業は、早期的に下記の準備作業を進めることが推奨される。

- 速やかに当該企業の状況（所属業種・納税信用等级等）を把握すること。また、期末未控除仕入税額の有無及び金額算出の正確性を確認する際に、税額還付の適用対象であるか否かを判断し、想定される還付税額の算出を行うこと。企業グループにおいては、各関連会社に対して実施を行うこと。

- システムの内部統制を整備し、仕入税額とその未控除期末残高について正確に算出することで、増値税関連業務の各段階における管理上のコンプライアンスを確保すること。また、コンプライアンス違反による還付政策の適用資格喪失やその他のリスクを回避すること。

- 適格の企業は、税務当局と密接なコミュニケーションを取り、還付政策の適用ルールと申請手続きを把握したうえで、適時に申請すること。

輸出税額還付率など割合の調整

増値税率の引き下げと同時に、39号公告では輸出税額還付率を含む関連割合に対して相応の調整が行われている。

輸出税額還付率 – 4月1日から、改正前の16%税率と16%還付率が適用される輸出貨物・役務につき、輸出税額還付率は13%に調整される。改正前の10%税率と10%還付率が適用される輸出貨物及びクロスボーダー課税行為は、輸出税額還付率が9%に調整される。

過去の輸出税額還付率の調整に際して講じられた措置と同じ趣旨の下、2019年6月30日以前の輸出取引（注）を対象に、下記の経過措置が規定されている。

増値税の「免除・還付」規定を適用し（例：対外貿易企業等）、貨物の購入について16%あるいは10%税率に基づき増値税を納付した場合には、改正前の輸出税額還付率が適用される。貨物の購入について13%あるいは9%税率に基づき増値税を納付した場合には、13%あるいは9%の輸出税額還付率が適用される。

増値税の「免除・控除・還付」規定を適用する場合（例：製造企業等）は、改正前の輸出税額還付率（16%あるいは10%）が適用される。「免税・控除・還付」税額を算出する際に、適用税率が輸出還付率より低い場合は、適用税率と輸出還付率の差をゼロとみなして、「免除・控除・還付」税額の算出を行う。

注：通関手続を通じて輸出した貨物・役務（保税区分及び保税区分経由の輸出を除く）は、税関輸出通関申告書に明記された輸出日に基づき取り扱われ、通関手続を通さずに輸出した貨物・役務、及びクロスボーダー課税行為は、輸出発票あるいは普通発票の発行日に基づいて取り扱われる。保税区分及び保税区分経由の輸出貨物は、貨物の出国時に税関が発行する輸出貨物届出リストに明記された輸出日に基づき取り扱われる。

コメント

対外貿易企業にとって、高税率で貨物を購入し、低税率で輸出税額還付を受けることは、出来る限り回避すべきである。従って、適用税率が16%あるいは10%である貨物を購入する場合、可能な限り6月30日までに通関手続を完了する必要がある。経過措置の適用期間の終了までに通関手続完了の見込みがない場合は、可能な限り4月1日以降に関連貨物を購入する必要がある。製造企業は、より高い輸出還付率の適用を受けるために、可能な限り6月30日までに関連貨物の通関手続を完了する必要がある。

農産品の仕入税額の算出に用いられる控除率 – 4月1日から、納税者が農産品を購入し、改正前10%の控除率に基づき仕入税額を算出した場合には、控除率を9%に調整する。納税者が適用税率が13%である貨物の生産あるいは委託加工に用いる農産品を購入する場合には、10%の控除率に基づき仕入税額を算出する。

国外旅行者購入品出国時の還付率 – 4月1日から、適用税率が13%であり、出国時に税額還付の対象となる国外旅行者の購入品は、還付率を11%とする。適用税率が9%であり、出国時に税額還付の対象となる国外旅行者の購入品は、還付率を8%とする。

2019年6月30日以前に、改正前の税率に基づき増値税を徴収する場合は、改正前の還付率が適用される。改正後の税率に基づき増値税を徴収する場合は、改正後の還付率が適用される。対象物品の増値税普通発票の発行日に基づいて、その帰属日を判定する。

まとめ

今回、増値税改革の深化を目的として打ち出された一連の措置は、李克強首相が「两会」で行った政府活動報告で掲げた施策方針に応えたものであり、増値税の税負担の軽減に有効であると考えられる。これらの措置の実施においては、「全業界における税負担の軽減」という目標の実現に向けた堅実な基盤を作ることが期待される。4月1日における政策施行が差し迫る中、関連の納税者は、新政策の実施に対して速やかな準備作業を進め、システム面と内部統制面での早期対応を確立する必要がある。また、仕入増値税の算出等のコンプライアンス管理の効率を向上させると同時に、ビジネス面での影響を評価・整理し、適切な対応策を講じることが推奨される。

今後も各地で、財政・税務関係の政府機関から新政策の実施に関するガイドラインが公布されることが想定される。企業は政策と実務の動向に留意し、所轄税務当局とのコミュニケーションを維持すると同時に、必要に応じて専門機構に協力を求めることが推奨される。

デロイトの増値税サービスチームは引き続き増値税法規の動向に留意し、私どもの考察及びアドバイスを提供致します。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing**Andrew Zhu**

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 7326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu**Frank Tang / Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 28 6789 8188/8008
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing**Frank Tang / Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian**Jihou Xu**

Partner
Tel: +86 411 8371 2888
Fax: +86 411 8360 3297
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Guangzhou**Victor Li**

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou**Qiang Lu / Fei He**

Partner
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader**Southern China (Hong Kong)****Ryan Chang**

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Eastern China**Kevin Zhu**

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Harbin**Jihou Xu**

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong**Sarah Chin**

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan**Beth Jiang**

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau**Raymond Tang**

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing**Frank Xu / Rosemary Hu**

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai**Maria Liang**

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Shenyang**Jihou Xu**

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen**Victor Li**

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou**Kelly Guan**

Partner
Tel: +86 512 6289 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: kguan@deloitte.com.cn

Tianjin**Bill Bai**

Partner
Tel: +86 22 2320 6699
Fax: +86 22 8312 6099
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Wuhan**Gary Zhong**

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen**Jim Chung**

Partner
Tel: +86 592 2107 298
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn

Northern China**Julie Zhang**

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)**German Cheung**

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China**Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911